

住宅地等で農薬を使用する際は、 住民への周知や農薬の飛散防止を徹底しましょう



学 校



公 園



住宅地

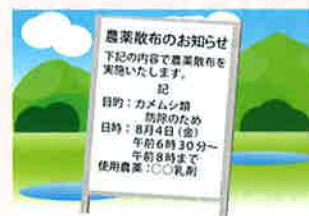
農薬の飛散による住民等への健康被害が生じないようにするために
以下の点を**必ず**守りましょう。

✓ 事前周知をしましょう。

- 農薬使用の目的、日時、農薬の種類、農薬使用者等の連絡先を
周辺住民へ事前に周知する。

✓ 飛散防止対策をしましょう。

- 風向きに注意したり、風の強い時には散布をしない。
- 飛散低減ノズルや、粒剤、樹幹注入等の飛散を防ぐ工夫をする。



✓ 散布区域に人が入らないようにしましょう。

- 通学時間帯を避けるなど、人のいない時間帯に散布する。
- 看板やコーン等で散布場所を明示する。



✓ ラベルの使用方法を守りましょう。

- 農薬ラベルに記載された使用方法・注意事項を守る。
- 特に除草剤の中には農薬登録されていない除草剤もあり、こうした薬剤を植物の
栽培管理に使用しない（農薬取締法により禁止されている）。

関係情報はここから



【農林水産省】
住宅地等における
農薬使用について



【県農業技術課】
農薬の適正使用に
関するお知らせ

農薬の適正使用に関するお問い合わせ先

県北農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課
(常陸太田市山下町 4119 TEL: 0294-80-3303)

県央農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課
(水戸市柵町 1-3-1 TEL: 029-221-3034)

鹿行農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課
(鉾田市鉾田 1367-3 TEL: 0291-33-4117)

県南農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課
(土浦市真鍋 5-17-26 TEL: 029-822-7086)

県西農林事務所企画調整部門振興・環境室農業振興課
(筑西市二木成 615 TEL: 0296-24-9169)



茨城県農林水産部農業技術課(令和7年3月作成)

水田・レンコン田で農薬を使用する際の注意点

水田・レンコン田で農薬を使用する際は、農薬の効果を十分に発揮させつつ、水系を介した周辺環境等への被害を防ぐために、以下の点を守りましょう。

止水期間厳守

- ✓ 農薬のラベルに記載されている止水に関する注意事項を確認し、その内容を守りましょう。

・混和が必要な農薬については、処理当日中に速やかに混和する。



畦畔の整備による漏水対策

- ✓ 止水期間における農薬の流出を防止するため、畦畔の整備を行いましょ

う。
・漏水が無いことを確認する。
・畦畔補修やあぜなみ板で漏水対策を実施する。



ドローン等で空中散布を行う際の注意点

ドローン等による空中散布を行う際は、農薬の飛散による農作物や周辺環境等への被害を防ぐために、以下の点を守りましょう。

飛散防止対策

- ✓ 散布区域外への飛散（ドリフト）による農作物や周辺環境等への被害を防止しましょ

う。
・風向き等の気象条件の変化を随時確認する。
・架線等の危険個所を事前に実地確認する。



周辺住民への周知

- ✓ 実施区域及び周辺地域の住民に対し、十分な時間的余裕をもって情報提供や周知を行いましょ

う。
※近隣に学校や病院、住宅地、蜜蜂の巣箱や有機農業が行われている場合等がある場合は特に注意する。



無人航空機の安全運航のため、必要なルールを確実に守りましょう！

- ・航空法に基づく飛行許可・承認や飛行計画の通報、飛行日誌の作成など、必要な手続きを確実に行いましょう。

関係情報はここから



【県農業技術課】
農林水産航空事業
(農薬の空中散布)について



【国土交通省】
無人航空機登録
ポータルサイト



【国土交通省】
ドローン情報基盤
システム 2.0

農薬散布における無人航空機の事故も全国で多発しています。

万が一、事故が発生したら・・・

- ✓ 警察署や消防署等に通報する
- ✓ 負傷者が出た時は救護活動を行う
- ✓ 「ドローン情報基盤システム 2.0」を用いて国土交通省に報告する

安全な運航へのご協力をお願いします